

- 「(仮称)杉並子育て応援券」の中間報告書がまとまりました…1面
- 5月は自転車月間です…8面
- 「区議会だより」が折り込まれています。

●発行/杉並区 千166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
 区の代表電話は ☎ 3312-2111
 ●編集/広報課 FAX 3312-9911 (広報課直通)
 http://www.city.suginami.tokyo.jp/

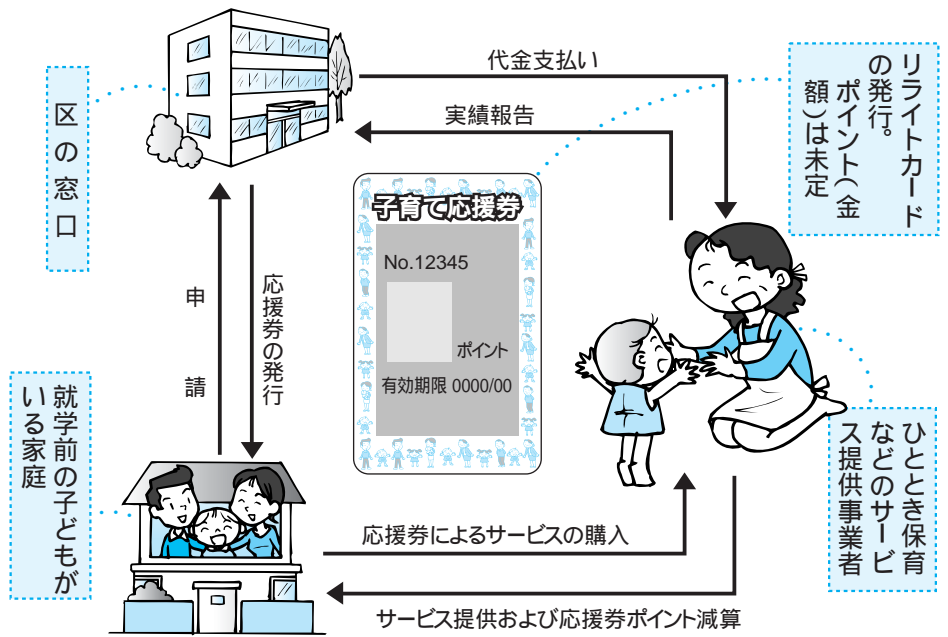
(仮称)「杉並子育て応援券」

中間報告書が まとまりました

区は、保護者が用事のあるときやリフレッシュしたいときに、お子さんを短時間お預かりする「ひととき保育」などの子育て支援サービスを利用できる「(仮称)杉並子育て応援券」の19年度導入に向けて準備を進めています。学識経験者などからなる検討委員会の中間報告書がまとまりましたので、お知らせします。また、今後、より良い事業となるように区民の皆さんとの意見交換会を開催します。

問い合わせは、子育て支援課計画推進担当へ。

「(仮称)杉並子育て応援券」のイメージ



いよいよ来月1日から新・杉並公会堂がオープンします。まず完成までの長期間にわたり、ご理解ご協力をいただきました多くの皆さまに心より御礼申し上げます。

約五〇年の歴史を刻んだ旧公会堂の改築にあたっては、公共のホールとしては全国で初めてPFI方式が採用されました。これは公共施設などの建設や運営を民間の資金やノウハウによって行い、より少ない費用でよりよい公共サービスを生み出すという、新たに法律で認められた民間活力導入方法です。

このPFI方式により新公会堂は民間の共同企業体により建設され、今後三〇年間の経営を担う一方、区はサービス購



杉並区長

山田 名



新公会堂オープン

入料を三〇年割賦で毎年払っていくことになりませんが、これは区が建設し管理する直営方式を採用した場合の費用総額二九〇億円に比べ、PFI方式では区の支払うサービス購入料の総額が二六一億円と、三〇年間で約一割、二九億円の税金を節約できることとなります。

サービスの面でも、旧来のお役所仕事の運営ではなく融通性をもった経営を心がけ、施設を遊ばせないように常に魅力的な企画を区民に提供していくことになるでしょう。

また利用料金は、施設が新しくなっただけで、かつてと比べると少し高くなります。例えば日曜夜間の大ホールの利用料金は、武蔵野市民文化会館が一六万八〇〇円に対し杉並公会堂は一五万七五〇〇円と、近隣のホールと比較しても同水準にしています。

新公会堂は、スタインウェイ、ペーゼンドルフィー、ペヒシユタインという世界の三大ピアノをそろえた日本ただ一つのホールでもあり、また日本フィルの活動拠点でもあります。「東洋一」と言われた旧公会堂の歴史と伝統をしっかりと受け継ぎ、これからも文化都市・杉並のシンボルとして大切に育てていきたいと思えます。

意見交換会を開催します

より良い事業とするためには、区民の皆さんの意見が不可欠です。意見交換会を開催しますので、子育て家庭を応援する地域づくりを目指して一緒に考えてみませんか。

当日、直接会場へお越しください(先着順)。

日時	場所	定員
5月12日(金) 午後6時～8時	あんさんぶる荻窪4階 (荻窪5 15 13)	60名
18日(木) 午後2時～4時	セシオン杉並3階 (梅里1 22 32)	70名

託児希望者は、電話で5月8日までに子育て支援課へお申し込みください(各回とも5名程度。先着順)。

出張意見交換会

意見交換会のほか、区民の皆さんが主催する会議などに区の職員がうかがう出張意見交換会も行いますので、子育て支援課へご連絡ください。

暮らしのちょっとしたお問い合わせは
 ☎ 8800 または ☎ 3372 8800
 区役所いつでも電話サービス

中間報告書の主な内容

対象となる方やサービスの内容は検討中ですが、中間報告書の概要は次のとおりです。

目的
 子育て家庭が安心して、ゆとりをもって子育てできるように、「(仮称)杉並子育て応援券」を発行します。

そして、子育ての不安感や負担感を解消し、親の子育て力を高める。子育てを応援するまちをつくり、地域の子育て力を高めることを目指します。

対象者
 区内在住で就学前の子どもがいる家庭(所得制限なし)

「ご意見をお寄せください」
 対象者や対象サービスについては、区民の皆さんからご意見をいただきながら、今後、最終報告書にまとめます。

意見交換会(左表参照)などでご意見を6月20日(火)までにお寄せください。

なお、検討会の中間報告書は子育て支援課(区役所東棟3階)、区政資料室(西棟二階)、児童青少年センター、区立保育園、児童館または区ホームページでご覧になれます。

対象サービス
 ひととき保育など、公的機関が実施・関与している子育て支援サービス
 ベビーシッターなど民間事業者等が実施している子育て支援サービス
 親子コンサートなど、地域で実施している子どもの育ちをほぐくみ、親の子育て力を高めるサービス

実施方法
 サービスに利用できるポイントを付加したリライトカード(繰返し印字できるカード)を区独自に開発して実施。

明るい選挙推進委員

地区名	氏名	地区名	氏名	地区名	氏名	地区名	氏名
方南和泉(7名)	亀田 美智子 鴨下 隆義 新戸 武久 手塚 忠昭 原田 秀夫 宮川 肇 吉村 堯子	馬橋(5名)	秋山 とよ 坂下 恭二 谷 久子 豊田 増三郎 山北 徹	清沓中通(4名)	嘉納 恵美子 真壁 和子 宮坂 弘子 米倉 ふよ子	公募(18名)	阿部 晃子 泉 龍英 植村 俊次郎 梅村 充美 鍛冶 道春 上池 昌男 倉林 政雄 齊藤 軍司 佐藤 ミツル 田村 碩子 刀村 勇巳 松田 朱徳 松沼 嘉基 松本 晴一 望月 男子 矢嶋 直子 渡辺 清
下高永福(9名)	安藤 五郎 石澤 正子 梯 敬 軽邊 和子 篠 政弘 高橋 正子 竹本 加子 宮本 フク 米田 芳子	阿佐谷(6名)	阿部 勝利 佐藤 久美子 世良 明美 玉野 文子 所 勳 富永 順子	下井草(5名)	小澤 俊雄 木村 恭子 近藤 榮 福田 榮子 村上 辰枝	明るい選挙推進協議会	
和田(4名)	岩船 守男 南城 宏存 山口 京子 山本 清	天沼(5名)	河合 政子 小松 重忠 田口 忠男 立石 健秀 水野 長太郎	上井草(7名)	伊藤 千代子 大西 弘子 小美野 慎一 柿澤 好治 片岡 康子 田中 宣子 長土居 朋子	会長	横山 なつ子
堀ノ内松ノ木(7名)	石川 淳夫 江口 幸子 加藤 勇 五本木 徳治 竹内 達雄 恒田 嘉夫 向笠 美加子	成田(7名)	稲垣 一枝 井上 啓輔 岩田 千恵子 兼氏 久仁子 高橋 アサ子 高橋 ツネ 三浦 とし江	宮前(7名)	栗川 三千子 塩田 淳一 進藤 恩利 中島 英吉 緑川 登美子 村山 京子 弓削田 庸恵	副会長	青沼 康子 津田 幸治
高円寺中央(3名)	石田 國夫 清水 清 福島 昂一	荻窪(7名)	香積 見一 倉持 雅代 坂口 良夫 佐藤 直文 鈴木 壽美 千葉 八千代 増澤 尚子	高井戸(6名)	大橋 朝子 小館 雅子 鈴木 百合子 松尾 和子 本橋 享子 渡辺 忠	会員	笠井 博
高円寺北(5名)	浅田 隆 大原 章雄 正路 裕己子 山森 平和 横溝 利之	上荻窪(3名)	奥野 俱養 齋藤 久子 萩原 ヨシ子			話しあい指導員	河合 かず子 寺田 かつ子

決まりました

明るい選挙推進委員
話しあい指導員

18・19年度の明るい選挙推進委員一五名と話しあい指導員二名が二年の任期で明るい選挙推進協議会から委嘱されました(左表)。

推進委員は、有権者の政治意識の向上や明るい選挙の実現のために選挙啓発活動を行っています。日常の身近な問題から政治について考える「話しあいの会」の開催や街頭啓発活動など、区内各地で活躍しています。

各地で開催される「話しあいの会」に参加して、推進委員と政治・選挙について考えてみませんか。

☎選挙管理委員会事務局

地区名	氏名
会長	横山 なつ子
副会長	青沼 康子 津田 幸治
会員	笠井 博
話しあい指導員	河合 かず子 寺田 かつ子
選管管理委員	齋藤 繼範 和田 功昭 本橋 昭治 本橋 明

18年度 区民健診・がん検診のお知らせ

区内にお住まいで、職場などに健(検)診の機会がない方は、区民健診・各種がん検診を受けることができます(入院、加療中の方は、受診することができません)。
対象年齢は19年3月31日現在のものです。

問い合わせは、杉並保健所健康推進課 ☎3391 1015へ					
健(検)診名	対象年齢	受診期間	受診場所	費用	備考
区民健診 (同時に大腸がん検診も受診できます)	30歳以上	誕生月の1日～末日(誕生月に受診できなかった場合は誕生月の翌々月まで)	指定医療機関	無料	【申込締切】郵送受付=誕生月の2カ月前～誕生月の翌月末必着、窓口受付=受診期間内の受診できる日まで。 申し込みの必要がない方 誕生月の前月末に受診票を送ります。 65歳の方 65歳以外の方で、15～17年度の区民健診を受診した方
前立腺がん検査	50・55・60・65・70歳	区民健診と同時に受診できます	区内の指定医療機関	700円	希望者は、区民健診を受診する際に、医師にご相談ください。 前立腺がん検査だけの受診はできません。
6月の胃がん検診	35歳以上	6月1日～30日 木・金・土曜日午前9時～午前中	杉並保健所3階がん検診室	1000円	X線検査の集団検診。定員40名。 【申込締切】受診希望日の2週間前の火曜日(必着)。
肺がん検診	35歳以上	7月1日～9月30日	指定医療機関	1000円	【申込締切】第1回=6月12日、第2回=7月10日、最終締切=8月15日。各締切日の月末に受診票を郵送します。
喉頭がん検診	55歳以上			1000円	
子宮がん検診	20歳以上で17年度中に受診していない方	19年2月28日まで	指定医療機関	1000円	【申込締切】毎週金曜日(必着)。最終締切=19年2月9日。 乳がん検診の年代別受診期間 40歳代のみ=6月まで 50歳代のみ=7月～9月 60歳以上=10月～12月 予備期間=19年1月～2月
乳がん検診	40歳以上で17年度中に受診していない方	19年2月28日まで(年齢により受診期間が異なります)		1000円	

がん検診の費用は、受診する窓口でお支払いください。なお、生活保護世帯の方は、費用が免除されますので、事前に杉並保健所健康推進課へ(要申請)

健(検)診名	申込方法(ハガキは健(検)診ごとに1人1枚。ただし乳がん、子宮がんは1枚で可)
区民健診 肺がん 喉頭がん 乳がん 子宮がん	【記入内容】 健(検)診希望 住所 氏名(フリガナ) 生年月日(年齢) 性別 (乳がん、子宮がんは不要) 電話番号 【あて先】〒167 0051荻窪5 20 1杉並保健所健康推進課
胃がん	【記入内容】 胃がん検診希望 住所 氏名(フリガナ) 生年月日(年齢) 性別 電話番号 受診希望日(第3希望まで) 【あて先】〒166 0004阿佐谷南3 48 8杉並区医師会胃がん検診担当

募集します
高年齢者住宅みどりの里
あき室待ち登録者

高年齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう設置された高年齢者住宅です。登録者は、登録期間内に空き室が出た時に入居資格審査対象者となります。

【登録期間】7月1日～19年6月30日(登録期間内にあき室が出ない場合は入居できません)

募集世帯数 単身世帯用 11世帯、二人世帯用 8世帯、月額使用料 単身世帯 1万5000円、二人世帯 1万9400円、5万六千円(2次のすべてを満たす方 65歳以上のひとり暮らしの方。または65歳以上の方と60歳以上の方で構成されている二世帯の方(夫婦または親子などの二親等以内の血族に限る) 区内に引き続き2年以上住んでいる方 17年1月～12月までの世帯の所得が定められた基準内であること

自立して生活が営める方 現在住宅に困っている方(詳細は募集案内をご覧ください) 申込用紙に必要事項を記入して郵送。5月19日までに杉並郵便局に届いたものに限り受け付けます 申込書配布期間 5月8日～17日(各配布場所の休業日を除く) 申込書配布場所 住宅課(区役所西棟五階)、福祉事務所、区民事務所・分室、駅前事務所 区役所では夜間・休日も配布しています 抽せん日 5月31日(住宅課)

募集します

グループリビング
堀ノ内入居者

高年齢者が地域で自立した生活を維持していくために、共同で生活する場を支援するものです。

日々の安否確認、食事もや勉強会の開催、必要に応じた生活支援をします。

【所在地】堀ノ内1-17-1 間取り 西向きDK(和室六畳・DK)

四・五畳・ユニットバス) 家賃 六万四〇〇〇円 その他の費用 共益費一〇〇〇円、利用料二九〇〇円(2次の条件をすべて満たす方 おおむね60歳以上で区内に引き続き一年以上居住している方 一人暮らしの高齢者 独立した生活をするのに不安があるが、基本的に自立して日常生活が営める方 団NPO法人新しいホームをつくる会 67-620999(月)金曜日午前10時～午後5時)



国の手当が改定されました

4月分から次の手当について、支給額が改定になりました。手続きは必要ありません。

特別障害者手当

二万六四四〇円

障害児福祉手当

一万四三八〇円

経過的福祉手当

一万四三八〇円

特別児童扶養手当(一級)

五万七五〇円

特別児童扶養手当(二級)

三万三八〇〇円

障害者施策課障害者福祉係

高齢者の就労相談

杉並区シルバー人材センターの相談員が、経験や能力をいかして地域で活躍したいと考えている高齢者の方を対象に就労相談を行っています。

時5月2日(火)・9日(火)・16日(火)・23日(火)午後1時～4時(場所)高井戸地域区民センター(高井戸東3-7-5) (費)無料(申)当日、直接会場へ(問)杉並区シルバー人材センター ☎3317-2217

書類手続きなんでも・社会保険・行政に関する合同相談会

相続や金銭に関する法的書類の作成や、年金・社会保険の相談、国の仕事への苦情などを行政書士、社会保険労務士、行政相談員がお受けします。

建築物の無料相談会を拡充します

時5月17日(水)午後1時～4時

「建築物の耐震診断や耐震改修の無料相談会(毎月一回) 毎週火・木曜日午後1時～4時(祝日を除く)」「建築総合無料相談会場」区役所一階ロビー(費)無料(申)当日、直接会場へ(問)面などがあある場合はお持ちください

木造住宅耐震診断士の無料派遣

木造住宅にお住まいの方に、区長が認定した耐震診断士を派遣します。

時5月17日(水)午後1時～4時

「建築物の耐震診断や耐震改修の無料相談会(毎月一回) 毎週火・木曜日午後1時～4時(祝日を除く)」「建築総合無料相談会場」区役所一階ロビー(費)無料(申)当日、直接会場へ(問)面などがあある場合はお持ちください

「対昭和56年5月以前に建てられた延べ面積が二〇〇㎡以内の木造建築物の所有者(問)建築課(区役所西棟三階)、区民事務所、図書館にある申請用紙に必要事項を書いて、郵送またはフアクスで木造住宅耐震診断士派遣事務局(〒167-0033清水3-27-15) FAX 5938-2925)へ

「ご注意ください」

木造住宅の耐震診断や耐震改修を強く勧める業者がいます。区とは一切関係がありません。訪問・電話・チラシなど、不審に思ったら早めに区へお問い合わせください。

マンションにお住まいの方に耐震の専門家を無料で派遣します。

構造計算書の偽装問題や建物の老朽化などでマンションの耐震強度に不安があり、耐震診断

などを行おうと考えている所有者に、無料で、建築・構造の専門家を派遣し、耐震についての助言や簡易診断をします。

「申請建築課へ(申し込みには一定の要件が必要となりますので、お問い合わせください)」

「建築課建築防災係」

「家庭用生ごみ処理機購入費の補助」

「内補助額」本体購入価格の二分の一(上限二万円)(対)区内の販売店で17年12月1日以降購入または購入予定で、次の要件をすべて満たす方 区内在住 購入した生ごみ処理機を区内で継続して使用する 18年度中にコンポスト容器購入費の補助を受けない(定)五〇件(抽選)(問)八ガキ(4面記入例参照)に購入(予定)機種と購入理由も書いて、5月31日(消印有効)までに清掃管理課リサイクル推進係へ。当選通知を受けた後に、領収書ほか必要書類を添えて申請してください(問)同係(他)生ごみ処理機とは、生ごみを温風乾燥や微生物分解などで減量・消滅させる機器で、たい肥化できるものなどがあります

「都の粒子状物質減少装置補助金申請の受付」

「対補助対象車両」初度登録が11年6月～15年3月31日以前の長期規制車両型式「KK」などで車両総重量が三・五七超の都内登録車両(申)申込期限「9月29日(金) 詳細はお問い合わせください(問)東京都環境局自動車公害

「環境清掃審議会委員」

「内任期」7月～20年6月(対)区内在住で18歳以上の方(定)三名以内(選考)「申」私が考える環境先進都市の姿「または」資源循環型社会へ向かう取り組みをテーマに二〇〇字程度にまとめた小論文に住所・氏名(フリガナ)・年齢・性別・職業・電話番号を添えて、5月19日(必着)までに環境課へ郵送(問)環境課(他)フアクス FAX 3312-2316

「特別区立幼稚園妊娠出産休暇・育児休業補助教員」

「内職種」臨時的任用教員(幼稚園) 勤務地「東京23区の区立幼稚園 資格」幼稚園教諭普通免許を持ち、国公私立幼稚園

「ケア24非常勤職員」

「内地域包括支援センターの補助業務 勤務場所」ケア24阿佐谷(阿佐谷北1-3-12)、ケア24松ノ木(松ノ木3-3-4) 資格「ケアマネージャー」勤務時間「月～金曜日の午前9時～午後5時の間で三～四時間程度 給与」要相談 募集人数「三名(申)電話で、河北総合病院在宅ケアセンター・平野 ☎3339-3680へ

「NPO法人すぎなみ環境ネットワーク事業委員」

「内環境・リサイクルに関する企画・立案・実施と広報活動月二回程度の委員会活動。その他

「都営住宅入居者」

「内募集戸数」世帯向(一般募集住宅)「九五五戸 定期使用住宅(若年ファミリー向)「一三〇戸 定期使用住宅(多子世帯向)「二〇戸 若年ファミリー向「一二戸(問)次のすべてを満たす方 都内に居住する成年者で、そのことが住民票などで証明できること 同居する親族がいること(一部単身でも申し込み可) 所得が定められた基準内であること 住宅に困っていることなど。詳しくは、募集案内をご覧ください(申)申込書に必要事項を記入して郵送。5月22日までに渋谷郵便局に届いたものに限り受け付けます 申込書・募集案内の配布期

「環境清掃審議会委員」

「内任期」7月～20年6月(対)区内在住で18歳以上の方(定)三名以内(選考)「申」私が考える環境先進都市の姿「または」資源循環型社会へ向かう取り組みをテーマに二〇〇字程度にまとめた小論文に住所・氏名(フリガナ)・年齢・性別・職業・電話番号を添えて、5月19日(必着)までに環境課へ郵送(問)環境課(他)フアクス FAX 3312-2316

「特別区立幼稚園妊娠出産休暇・育児休業補助教員」

「内職種」臨時的任用教員(幼稚園) 勤務地「東京23区の区立幼稚園 資格」幼稚園教諭普通免許を持ち、国公私立幼稚園

「ケア24非常勤職員」

「内地域包括支援センターの補助業務 勤務場所」ケア24阿佐谷(阿佐谷北1-3-12)、ケア24松ノ木(松ノ木3-3-4) 資格「ケアマネージャー」勤務時間「月～金曜日の午前9時～午後5時の間で三～四時間程度 給与」要相談 募集人数「三名(申)電話で、河北総合病院在宅ケアセンター・平野 ☎3339-3680へ

「NPO法人すぎなみ環境ネットワーク事業委員」

「内環境・リサイクルに関する企画・立案・実施と広報活動月二回程度の委員会活動。その他

都営住宅入居者

「内募集戸数」世帯向(一般募集住宅)「九五五戸 定期使用住宅(若年ファミリー向)「一三〇戸 定期使用住宅(多子世帯向)「二〇戸 若年ファミリー向「一二戸(問)次のすべてを満たす方 都内に居住する成年者で、そのことが住民票などで証明できること 同居する親族がいること(一部単身でも申し込み可) 所得が定められた基準内であること 住宅に困っていることなど。詳しくは、募集案内をご覧ください(申)申込書に必要事項を記入して郵送。5月22日までに渋谷郵便局に届いたものに限り受け付けます 申込書・募集案内の配布期

医療情報案内と急病診療

☎3423-9909 杉並区急病医療情報センター FAX3423-9933

24時間無休で病院・診療所の案内、急病対応の説明、小児急病相談を行います。通話記録は録音します(3カ月保存)。

※まず、電話で確認!保険証・医療証を忘れずに

☎3391-1599 休日等夜間急病診療所 受付は終了30分前まで(荻窪5-20-1杉並保健所内)

【小児科】平日:午後7時30分～10時30分 【内科・小児科・外科・耳鼻咽喉科】 土曜日:午後1時～10時(午後1時～5時耳鼻科のみ輪番医) 日曜・祝日:午後5時～10時(午前9時～午後5時は輪番医)

※当番医のご案内は上記急病医療情報センター ☎3423-9909へ

☎3398-5666 歯科休日急病診療所 (荻窪5-20-1杉並保健所内)

【歯科】日曜・祝日:午前9時～午後5時(受付は4時まで)

ボランティア活動(区内在住で環境問題に関心があり二年間活動ができる方)若干名(問)環境ネットワーク事務局(〒167-0051荻窪5-15-13 あんさんぶる荻窪内)へ郵送または持参(問)同ネットワーク ☎5347-2255



催し

水防演習

区と第四消防方面は、17年9月4日の集中豪雨を想定し、合同の水防演習を行います。会場内では浸水対策などの体験コーナーを設けますので、ぜひご参加ください。

時 5月14日(日)午後4時～6時
 体験コーナー、午後5時～6時30分
 水防演習場(蚕糸の森公園・杉並第十小学校校庭)和園・35(因)体験コーナー
 降雨体験・浸水ドア体験・水のう作りなど(費)無料(当)日、直接会場へ(開)建設課計画調整係、防災課地域防災係または杉並消防署消防係 ☎3393 0119

すぎなみ環境カエルくらぶ
 きれいにカエル隊
 (時)5月13日(土)午前9時～10時
 (雨天実施) (場)阿佐谷地区(集合場所)区役所青梅街道側玄関前、清掃場所(中杉通り・青梅街道沿い) 高円寺地区(集合場所)高円寺障害者交流館前(高円寺南2 24 18)清掃場所(高円寺南四丁目信号)青梅街道(費)無料(開)電話で、環境課環境都市推進担当すぎなみ環境カエルくらぶ事務局 ☎3398 3195 へ他 軍手をお持ちの方は持参してください 身軽な服装でお越しください 荷物

ハガキ記入例 (1人1枚)

- ①行事名
- ②住所
- ③氏名(フリガナ)
- ④年齢
- ⑤電話番号

- 往復ハガキには返信用のあて先も記入を
- あて先は各記事の申込先
- 託児(3歳～就学前)のある行事は、託児希望の有無、お子さんの氏名・年齢も記入

置き場はありません

すぎなみ環境カエルくらぶ
 チョウウの観察会

時 5月14日(日)午前9時(集合)正午(雨天実施) (場)集合場所
 大宮八幡宮内清涼殿前(大宮2 3 1) (内)行程(大宮八幡宮 和田堀公園 大宮八幡宮 (解散) 飼昆虫研究者・北原俊幸(対)区内在住・在勤・在学の方 (小学三年生以下は保護者同伴) (定)五〇名(先着順) (費)三〇円(保険料) (開)当日、直接会場へ(開)環境課環境都市推進担当内すぎなみ環境カエルくらぶ事務局 ☎3398 3195

講演・講座

障害者福祉会館

支援セミナー

呼吸器ハビリ教室
 区の震災時対応の現況報告と専門職員の指導による呼吸器ハビリ体操です。酸素取扱業者の方が神戸・新潟の震災から学んだこともお話しします。
 (時)6月1日(木)午後1時30分～4時
 場所(あ)あさんぶる荻窪・第一(三)教室(荻窪5 15 13) (因)呼吸器疾患患者の災害時の身の護り方(師)酸素取扱業者 杉並いぶきの会(区内の呼吸器障害がある方のグループ)ほか(対)呼吸器に障害のある方とその家族または関係者(費)無料(開)電話またはファクス(記入例参照)で、障害者福祉会館運営協議会事務局 ☎3332 6121 FAX 3335 3581 へ

すぎなみ環境カエルくらぶ
 フリーマーケット

時 5月21日(日)午前10時～午後3時
 場所(あ)あさんぶる荻窪・情報

献血にご協力ください

区役所1階ロビーで、献血を実施します。献血は200ml献血と400ml献血があります。皆様のご協力をお願いします。なお、条件により、お受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

時 5月9日(火)午前10時～正午、午後1時15分～3時30分
 場所(場)区役所1階ロビー(開)杉並保健所地域保健課 ☎3391 1355

要約筆記講習会

聴覚障害者と高齢難聴者への文字によるコミュニケーション

区民科学教室
 ブルーベリーと草花を
 楽しもう

ブルーベリーの栽培を学びながら、草花と寄せ植えをしてみましよう。

自転車の手入れ方法と
 バンクの直し方

時 5月21日(日)午後1時～3時
 場所(あ)あさんぶる荻窪(荻窪5 15 13) (対)区内在住・在勤・在学の方(定)二名(費)三〇円(材料費) (開)電話で、すぎなみ環境情報館 ☎3398 3191 へ(先着順)

古布からぞうり作り

古い布を裂いて、履き心地のよいぞうりを作ります。
 (時)5月17日(水)・24日(水)午後1時30分～3時30分(計二回) (場)あさんぶる荻窪(荻窪5 15 13) (定)一〇名(抽選) (費)五〇〇円

水うちわり

古いうちわの骨に和紙をはり、つやだし液を塗ります。岐阜の伝統工芸で、水につけて涼を楽しまます。
 (時)5月23日(火)・30日(火)午後1時30分～3時30分(計二回) (場)リサイクルひろば高井戸(定)二名(抽選) (費)三〇〇円

リサイクルひろば高井戸

古布からぞうり作り
 (時)5月17日(水)・24日(水)午後1時30分～3時30分(計二回) (場)あさんぶる荻窪(荻窪5 15 13) (定)一〇名(抽選) (費)五〇〇円

区民健診要指導者
 フォローアップ教室

血糖値・中性脂肪・コレステロールなどの数値が気になる方の生活習慣の改善を応援します。
 (時)5月15日(月)「知ろう! つくろう!」血液サラサラのからだ検査値の見方、血圧・体脂肪測定 22日(月)「食事の改善」わかっていくけど実行できないときの裏ワザ 29日(月)「運動の効果とポイント」さあ、やろう! 楽しい健康生活/いずれも午前10時～正午(場)上井草保健センター(上井草3 8 19) (対)区内在住の方(定)三〇名(費)無料(開)電話で、上井草保健センター ☎3394 1212 へ(先着順)

視覚障害者会館の各種教室

教室名	日時	定員
点字	6月7日(水)・14日(水) 7月5日(水)・12日(水) 9月13日(水)・27日(水) 10月4日(水)・11日(水) 11月～19年2月の第1～3火曜日。ただし、1月は第2～4火曜日の午前10時～正午(計20回)	20名
パソコン	6月6日・13日・20日、7月4日・11日・25日、9月5日・12日・26日、10月3日・10日、いずれも火曜日の午前10時～正午(計11回)	10名
料理	5月～19年3月(8月を除く)の第3水曜日午前10時30分～午後1時30分(計10回)	15名
三療	9月6日(水)、19年2月7日(水) 午後1時30分～3時30分	

= ボランティアの方も参加できます。 = 視覚障害者にパソコンを指導するアシスタント養成の講習会です。マウスを使わず、パソコンが発する合成音を聞きながらキーを操作する方法を習得します。 = 男性の方も奮ってご応募ください。 = 三療資格が必要です。

杉並視覚障害者会館
 「杉並アイブラザ」
 三療(ハリ・マッサージ・きゆう)
 (時)水曜日と第三月曜日を除く 毎日午前9時～午後9時(受付は午後7時まで) (費)一術(初回)四〇〇〇円、二回目以降三六〇〇円/二術(初回五五〇〇円、二回目以降五〇〇〇円)
 三療施術者を募集します
 ハリ・マッサージ・きゆう師 444 荻窪3 28 10 ☎3333 3

「名探偵コナン」と握手しよう!
 「名探偵コナン」がミュージアムにやってきました。コナンと一緒に、握手と記念撮影をしませんか。テレビも映画も一〇周年、企画展「名探偵コナン」
 アニメギャラリーも大好評開催中です。撮影を希望する方はカメラを持参してください。なお、撮影と握手は一人一回でお願いします。
 (時)5月5日(祝)・6日(土)・7日(日)午前10時～正午、午後2時～4時(各回三〇分程度) (場)杉並アニメーションミュージアム(上荻3 29 5 杉並会館三階) (費)無料(開)当日、直接会場へ(開)杉並アニメーションミュージアム ☎3396 1510 office@sam.or.jp http://www.sam.or.jp/ 月曜日(祝日に当たる場合はその翌日)と年末年始は休館



の免許をお持ちの視覚障害者で、自営または就職することが困難な方に対し、仕事の場を提供します。
 各種教室
 (時)内(定)左表のとおり(費)無料(開)電話で、杉並視覚障害者会館へは当日、直接会場へ

いきいき元気に生涯現役

ゆいゆい館などの催し・講座

ゆいゆい荻窪東館

(荻窪4 23 12)

心に良いこと学ぶEQ(心の知能指数)サロン

時・内5月14日(日)午後2時〜3時30分
「感情」衝動抑止能力
28日(日)午後2時〜3時30分
「鼓舞」目標達成能力

時・内5月14日(日)午後2時〜3時30分
「感情」衝動抑止能力
28日(日)午後2時〜3時30分
「鼓舞」目標達成能力

ゆいゆい久我山館

(久我山5 8 8)

音楽好き集まれ!歌って・演奏して楽しく元気に

時 5月23日(火)から毎月第4火曜日午前10時〜正午
6日(土)から毎月第一土曜日午後5時〜6時30分
童謡からポップスまで、声を出して楽しく健康に(音楽療法もかねた健康維持といきがいの提供) 曲の「へーッ!」の裏話から名曲を歌手の気分まで歌い演奏(ジャンルを超えた音楽講義と歌謡指導と楽器体験講習会) 師立教女学院短期大学講師・中村由美 師のみ主に60歳以上の方定各二〇名 費各一〇〇〇円

東館内 ☎ FAX 33398 873
8 info@risa.or.jp (いずれも先着順)

参照)で、毎月5日までにNPO法人プロップK・石山へ(先着順)

セラピューティックエクササイズと脳トレ教室

運動生理学や心理学・呼吸法を重視した、年齢に関係なく行える心と体の健康獲得、回復・維持・向上を目的とする新しいエクササイズと脳のトレーニング教室です。

時 毎月第一・三火曜日午前10時〜11時30分、第二火曜日午後1時〜2時30分、第四火曜日午後3時〜4時30分、第一土曜日午前10時〜11時30分、第一火曜日午後7時〜8時30分(師)日本スポーツクラブ協会認定講師・石山恵子ほか定各一五名(費)各九〇〇円(電話)フアクスまたはEメール(4面記入例参照)で、各開催日の一週間前までにNPO法人プロップK・石山へ(先着順) (他)バスと五〇〇mlの飲み物を持参してください

シニア・トークサロン

時 5月20日(土)午前9時30分〜正午
「英語教育無用論」傾聴ボランティア 師石井慎二 会場幸子対区内在住のおおむね55歳以上の方。またはシニア問題に関心がある方定三〇名(費)一〇〇〇円

時 5月9日(火)から毎月第二火曜日午前10時〜正午
いきがいの提供と絵手紙を通じた交流会 師日本絵手紙協会公認講師・板東スエコ、絵手紙グループわくわく(絵)手紙に興味のある方定二〇名(費)九〇〇円(別途材料道具代三〇〇円) (電話)フアクスまたはEメール(4面記入例参照)

時 5月17日(水)午後6時〜8時
師朝日カルチャーセンター官民連携担当部長・橋詰信子(対)区内在住で55歳以上の方定二〇名(費)一〇〇〇円(茶菓付き) (申)当日、直接会場へ(電話)NPO法人竹箒の会・川井 ☎ FAX 3813 21 03 kawak@themis.ocn.ne.jp

シニアのための初めてのパソコン・デジカメ講座

超初心者向けパソコン入門

時 5月23日(火)・24日(水)・26日(金)・28日(日)午前9時30分〜午後0時30分(計四回) (内)基本操作・文字入力・簡単な文章の作成

時 5月23日(火)・24日(水)・26日(金)・28日(日)午後1時30分〜4時30分(計四回) (内)基本操作・パソコンへの取り込み・画像活用の基本

時 5月27日(土)午前10時〜正午
師杉の樹ホール(高井戸東3 7 5 高齢者活動支援センター) (内)出演 師藤寛(海人)シテ、久保厚子(お話と語り) (対)区内在住で55歳以上の方定八〇名(先着順) (費)無料(申)当日、直接会場へ(電話)NPO法人杉の樹カレッジ ☎ 3334 0928

時 5月17日(水)午後6時〜8時
師朝日カルチャーセンター官民連携担当部長・橋詰信子(対)区内在住で55歳以上の方定二〇名(費)一〇〇〇円(茶菓付き) (申)当日、直接会場へ(電話)NPO法人竹箒の会・川井 ☎ FAX 3813 21 03 kawak@themis.ocn.ne.jp

時 5月17日(水)午後6時〜8時
師朝日カルチャーセンター官民連携担当部長・橋詰信子(対)区内在住で55歳以上の方定二〇名(費)一〇〇〇円(茶菓付き) (申)当日、直接会場へ(電話)NPO法人竹箒の会・川井 ☎ FAX 3813 21 03 kawak@themis.ocn.ne.jp

時 5月17日(水)午後6時〜8時
師朝日カルチャーセンター官民連携担当部長・橋詰信子(対)区内在住で55歳以上の方定二〇名(費)一〇〇〇円(茶菓付き) (申)当日、直接会場へ(電話)NPO法人竹箒の会・川井 ☎ FAX 3813 21 03 kawak@themis.ocn.ne.jp

時 5月17日(水)午後6時〜8時
師朝日カルチャーセンター官民連携担当部長・橋詰信子(対)区内在住で55歳以上の方定二〇名(費)一〇〇〇円(茶菓付き) (申)当日、直接会場へ(電話)NPO法人竹箒の会・川井 ☎ FAX 3813 21 03 kawak@themis.ocn.ne.jp

馬橋会議室の休館
(高円寺南3-31-3)

1階の改修工事のため、7月1日(土)〜9月30日(土)まで臨時休館します。
ご迷惑をおかけしますが、ご協力よろしくお願ひします。

☎ 地域課地域施設係

「広報すぎなみ」への掲載経費の一部負担
企画や運営について相談
取組団体・グループ
PTAなど各種団体、ボランティアグループ、NPO・NGO、「家庭学級」に取り組むため組織した実行委員会など。一団体につき、年一回の申請としま

基本操作・活用方法・購入相談・トラブル対策など、何でもご相談をお受けします。

基本操作・活用方法・購入相談・トラブル対策など、何でもご相談をお受けします。

基本操作・活用方法・購入相談・トラブル対策など、何でもご相談をお受けします。

基本操作・活用方法・購入相談・トラブル対策など、何でもご相談をお受けします。

基本操作・活用方法・購入相談・トラブル対策など、何でもご相談をお受けします。

基本操作・活用方法・購入相談・トラブル対策など、何でもご相談をお受けします。

基本操作・活用方法・購入相談・トラブル対策など、何でもご相談をお受けします。

「広報すぎなみ」への掲載経費の一部負担
企画や運営について相談
取組団体・グループ
PTAなど各種団体、ボランティアグループ、NPO・NGO、「家庭学級」に取り組むため組織した実行委員会など。一団体につき、年一回の申請としま

「広報すぎなみ」への掲載経費の一部負担
企画や運営について相談
取組団体・グループ
PTAなど各種団体、ボランティアグループ、NPO・NGO、「家庭学級」に取り組むため組織した実行委員会など。一団体につき、年一回の申請としま

「広報すぎなみ」への掲載経費の一部負担
企画や運営について相談
取組団体・グループ
PTAなど各種団体、ボランティアグループ、NPO・NGO、「家庭学級」に取り組むため組織した実行委員会など。一団体につき、年一回の申請としま

「広報すぎなみ」への掲載経費の一部負担
企画や運営について相談
取組団体・グループ
PTAなど各種団体、ボランティアグループ、NPO・NGO、「家庭学級」に取り組むため組織した実行委員会など。一団体につき、年一回の申請としま

「広報すぎなみ」への掲載経費の一部負担
企画や運営について相談
取組団体・グループ
PTAなど各種団体、ボランティアグループ、NPO・NGO、「家庭学級」に取り組むため組織した実行委員会など。一団体につき、年一回の申請としま

「広報すぎなみ」への掲載経費の一部負担
企画や運営について相談
取組団体・グループ
PTAなど各種団体、ボランティアグループ、NPO・NGO、「家庭学級」に取り組むため組織した実行委員会など。一団体につき、年一回の申請としま

「広報すぎなみ」への掲載経費の一部負担
企画や運営について相談
取組団体・グループ
PTAなど各種団体、ボランティアグループ、NPO・NGO、「家庭学級」に取り組むため組織した実行委員会など。一団体につき、年一回の申請としま

「広報すぎなみ」への掲載経費の一部負担
企画や運営について相談
取組団体・グループ
PTAなど各種団体、ボランティアグループ、NPO・NGO、「家庭学級」に取り組むため組織した実行委員会など。一団体につき、年一回の申請としま

建築物の「定期報告」制度など

建築物の中でも、多くの人が利用する集会場、ホテル、店舗、病院、共同住宅などを特殊建築物といいますが、特殊建築物は、構造や避難施設、設備などに不備や欠陥があると地震や火災が発生した際に大きな災害につながります。そのような災害の発生を未然に防ぐため、定められた規模の特殊建築物を調査し、その結果を特定行政庁(区長)に報告することが建築基準法により義務付けられています。対象となる建築物の所有者・管理者の方は、この制度を活用し、建築物を良好に維持管理することにより、災害時の事故の発生や拡大を未然に防ぐようお願いいたします。

建築物の中でも、多くの人が利用する集会場、ホテル、店舗、病院、共同住宅などを特殊建築物といいますが、特殊建築物は、構造や避難施設、設備などに不備や欠陥があると地震や火災が発生した際に大きな災害につながります。そのような災害の発生を未然に防ぐため、定められた規模の特殊建築物を調査し、その結果を特定行政庁(区長)に報告することが建築基準法により義務付けられています。対象となる建築物の所有者・管理者の方は、この制度を活用し、建築物を良好に維持管理することにより、災害時の事故の発生や拡大を未然に防ぐようお願いいたします。

建築物の中でも、多くの人が利用する集会場、ホテル、店舗、病院、共同住宅などを特殊建築物といいますが、特殊建築物は、構造や避難施設、設備などに不備や欠陥があると地震や火災が発生した際に大きな災害につながります。そのような災害の発生を未然に防ぐため、定められた規模の特殊建築物を調査し、その結果を特定行政庁(区長)に報告することが建築基準法により義務付けられています。対象となる建築物の所有者・管理者の方は、この制度を活用し、建築物を良好に維持管理することにより、災害時の事故の発生や拡大を未然に防ぐようお願いいたします。

建築物の中でも、多くの人が利用する集会場、ホテル、店舗、病院、共同住宅などを特殊建築物といいますが、特殊建築物は、構造や避難施設、設備などに不備や欠陥があると地震や火災が発生した際に大きな災害につながります。そのような災害の発生を未然に防ぐため、定められた規模の特殊建築物を調査し、その結果を特定行政庁(区長)に報告することが建築基準法により義務付けられています。対象となる建築物の所有者・管理者の方は、この制度を活用し、建築物を良好に維持管理することにより、災害時の事故の発生や拡大を未然に防ぐようお願いいたします。

建築物の中でも、多くの人が利用する集会場、ホテル、店舗、病院、共同住宅などを特殊建築物といいますが、特殊建築物は、構造や避難施設、設備などに不備や欠陥があると地震や火災が発生した際に大きな災害につながります。そのような災害の発生を未然に防ぐため、定められた規模の特殊建築物を調査し、その結果を特定行政庁(区長)に報告することが建築基準法により義務付けられています。対象となる建築物の所有者・管理者の方は、この制度を活用し、建築物を良好に維持管理することにより、災害時の事故の発生や拡大を未然に防ぐようお願いいたします。

建築物の中でも、多くの人が利用する集会場、ホテル、店舗、病院、共同住宅などを特殊建築物といいますが、特殊建築物は、構造や避難施設、設備などに不備や欠陥があると地震や火災が発生した際に大きな災害につながります。そのような災害の発生を未然に防ぐため、定められた規模の特殊建築物を調査し、その結果を特定行政庁(区長)に報告することが建築基準法により義務付けられています。対象となる建築物の所有者・管理者の方は、この制度を活用し、建築物を良好に維持管理することにより、災害時の事故の発生や拡大を未然に防ぐようお願いいたします。

建築物の中でも、多くの人が利用する集会場、ホテル、店舗、病院、共同住宅などを特殊建築物といいますが、特殊建築物は、構造や避難施設、設備などに不備や欠陥があると地震や火災が発生した際に大きな災害につながります。そのような災害の発生を未然に防ぐため、定められた規模の特殊建築物を調査し、その結果を特定行政庁(区長)に報告することが建築基準法により義務付けられています。対象となる建築物の所有者・管理者の方は、この制度を活用し、建築物を良好に維持管理することにより、災害時の事故の発生や拡大を未然に防ぐようお願いいたします。

建築物の中でも、多くの人が利用する集会場、ホテル、店舗、病院、共同住宅などを特殊建築物といいますが、特殊建築物は、構造や避難施設、設備などに不備や欠陥があると地震や火災が発生した際に大きな災害につながります。そのような災害の発生を未然に防ぐため、定められた規模の特殊建築物を調査し、その結果を特定行政庁(区長)に報告することが建築基準法により義務付けられています。対象となる建築物の所有者・管理者の方は、この制度を活用し、建築物を良好に維持管理することにより、災害時の事故の発生や拡大を未然に防ぐようお願いいたします。

建築物の中でも、多くの人が利用する集会場、ホテル、店舗、病院、共同住宅などを特殊建築物といいますが、特殊建築物は、構造や避難施設、設備などに不備や欠陥があると地震や火災が発生した際に大きな災害につながります。そのような災害の発生を未然に防ぐため、定められた規模の特殊建築物を調査し、その結果を特定行政庁(区長)に報告することが建築基準法により義務付けられています。対象となる建築物の所有者・管理者の方は、この制度を活用し、建築物を良好に維持管理することにより、災害時の事故の発生や拡大を未然に防ぐようお願いいたします。

建築物の中でも、多くの人が利用する集会場、ホテル、店舗、病院、共同住宅などを特殊建築物といいますが、特殊建築物は、構造や避難施設、設備などに不備や欠陥があると地震や火災が発生した際に大きな災害につながります。そのような災害の発生を未然に防ぐため、定められた規模の特殊建築物を調査し、その結果を特定行政庁(区長)に報告することが建築基準法により義務付けられています。対象となる建築物の所有者・管理者の方は、この制度を活用し、建築物を良好に維持管理することにより、災害時の事故の発生や拡大を未然に防ぐようお願いいたします。

建築物の中でも、多くの人が利用する集会場、ホテル、店舗、病院、共同住宅などを特殊建築物といいますが、特殊建築物は、構造や避難施設、設備などに不備や欠陥があると地震や火災が発生した際に大きな災害につながります。そのような災害の発生を未然に防ぐため、定められた規模の特殊建築物を調査し、その結果を特定行政庁(区長)に報告することが建築基準法により義務付けられています。対象となる建築物の所有者・管理者の方は、この制度を活用し、建築物を良好に維持管理することにより、災害時の事故の発生や拡大を未然に防ぐようお願いいたします。

定期報告対象建築物		用途など	階または規模	報告期間
特殊建築物等	(1)	劇場、映画館または演芸場	200mを超えるものまたは主階が1階にないもので100mを超えるもの	11月1日～翌年の1月31日 (毎年報告)
		観覧場(屋外観覧劇場を除く)公会堂または集会場	3階以上または200mを超えるもの 1	
		旅館またはホテル	3階以上かつ2000mを超えるもの	
		百貨店、マーケットまたは物品販売業を営む店舗	3階以上かつ3000mを超えるもの	
		地下街	1500mを超えるもの	
	(2)	病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る)または児童福祉施設など	3階以上または300mを超えるもの 2	19年5月1日～10月31日 (3年ごとの報告)
		旅館またはホテル		
		学校または体育館		
		博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場またはスポーツの練習場	3階以上または2000mを超えるもの	
	(3)	下宿、共同住宅または寄宿舎その他の用途(事務所その他これに類するものを除く)との複合用途建築物	5階以上かつ1000mを超えるもの	20年5月1日～10月31日 (3年ごとの報告)
		百貨店、マーケットまたは物品販売業を営む店舗	3階以上または500mを超えるもの	
		展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、公衆浴場、待合、料理店または飲食店	地階もしくは3階以上または500mを超えるもの	
複合用途建築物(共同住宅、事務所その他これに類するものは除く)		3階以上または500mを超えるもの		
(4)	事務所その他これに類するもの	3階以上かつ1000mを超えるもの 3	5月1日～10月31日 (3年ごとの報告)	
	下宿、共同住宅または寄宿舎	5階以上かつ1000mを超えるもの		
建築設備	換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、給排水設備	上記特殊建築物などに設けるもの	毎年報告(前年の報告日の翌日から起算し1年を経過する日まで)	
昇降機	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機など	4		
特定建築物(省エネ法)	2000m以上の建築物(一定規模以上の要件があります)		3年ごとの報告(省エネルギー計画書の届出日の翌日から起算し3年を経過する日まで)	

注1 3階以上の階、5階以上の階、地階もしくは3階以上の階とは、それぞれその用途に供する部分の床面積の合計が100mを超えるものをいいます。2 規模は、その用途に供する部分の床面積の合計をいいます。3 共同住宅の住戸内は、特殊建築物等定期調査の調査結果を報告する必要はありません。4 建物規模が1万mを超える場合は、都知事への報告となります。1 = 平家建てで客席と集会室の床面積の合計が400m未満の集会場を除く。2 = 平家建てで床面積の合計が500m未満のものを除く。3 = 5階以上の建築物で延床面積が2000mを超える建築物に限る。4 = 一戸建ての住宅または長屋もしくは共同住宅の住戸に設けられたものを除く。

建築設備定期検査報告
建築物内の給排水・換気・非常用照明・排煙の建築設備について

昇降機定期検査報告
エレベーター・エスカレーター・小荷物専用昇降機などの定期報告です。報告は毎年で、設置されている建物の用途や規模にかかわらず、すべてが対象になります。

特定建築物の「省エネルギー計画書の届出」・「定期報告」制度
18年4月から床面積2000m²以上の住宅で、「新築・増改築」、「屋根、壁または床の修繕・模様替」、「空調調設備などの設置・改修」の工事(一定規模以上の要件があります)などをする場合、エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)により、エネルギーの効率的利用のための措置の届出が新たに義務づけられました。この届出をした場合、三年ごとに定期報告が必要となります。住宅以外の建築物については、従前どおり届出・定期報告が必要です。

提出先 東京都防災・建築まちづくりセンター ☎54662001

提出先 東京都昇降機安全協議会 ☎34065471

提出先 建築課建築防災係 ☎33122111

提出先 東京都防災・建築まちづくりセンター ☎54662001

提出先 東京都昇降機安全協議会 ☎34065471

提出先 建築課建築防災係 ☎33122111

提出先 東京都防災・建築まちづくりセンター ☎54662001

提出先 東京都昇降機安全協議会 ☎34065471

提出先 建築課建築防災係 ☎33122111

提出先 東京都防災・建築まちづくりセンター ☎54662001

提出先 東京都昇降機安全協議会 ☎34065471

提出先 建築課建築防災係 ☎33122111

提出先 東京都防災・建築まちづくりセンター ☎54662001

提出先 東京都昇降機安全協議会 ☎34065471

提出先 建築課建築防災係 ☎33122111

提出先 東京都防災・建築まちづくりセンター ☎54662001

提出先 東京都昇降機安全協議会 ☎34065471

提出先 建築課建築防災係 ☎33122111

提出先 東京都防災・建築まちづくりセンター ☎54662001

提出先 東京都昇降機安全協議会 ☎34065471

提出先 建築課建築防災係 ☎33122111

提出先 東京都防災・建築まちづくりセンター ☎54662001

提出先 東京都昇降機安全協議会 ☎34065471

提出先 建築課建築防災係 ☎33122111

SPORTS

スポーツのある暮らし 健康の第一歩

さの教室は、さざんかねっと「<http://www.yoyaku-sports.city.suginami.tokyo.jp/rasgiusr2>」で申し込みできます。個人利用者登録(区内在住・在勤・在学の方)が必要です。申し込みは5月1日午前8時30分からハガキ締切日まで。定員を超えた場合は初めて申し込んだ方を優先する場合があります。

スポーツ教室

バドミントン さ教室番号0187
時 6月6日～7月25日の毎週火曜日、午後7時～9時(計8回) 場 妙正寺体育館(区内在住・在勤・在学で16歳以上の初心者・初級者(定)40名(抽選)費3000円(往復ハガキ(4面記入例参照)に生年月日も書いて、5月12日(必着)までに妙正寺体育館(〒167 0033清水3 20 12)へ 同体育館 ☎3399 4224
少年・少女ラグビー教室
時 5月7日(日)午後1時～ 場 井草森公園運動場(井草4 12 1) 対 区内在住・在学の小中学生(費無料)当日、直接会場へ 同杉並少年ラグビースクール・安藤真人 ☎3370 7313(午後6時～9時) 他 当日は運動のできる服装と靴をご用意ください

青空体力づくり講座
時 6月20日(火)午前10時～正午(9時45分受付開始・区共催) 場 荻窪体育館(荻窪3 47 2) 師 女子栄養大学教授・金子嘉徳(区内在住・在勤・在学の方)定80名(費)200円(保険料含む、当日会場で納入) 往復ハガキ(4面記入例参照)で、6月3日(必着)までに杉並区青空体力づくり指導員・笠原武子(〒168 0063和泉4 17 33)へ 同杉並区青空体力づくり指導員協議会・近藤 ☎3390 9437(他)当日は動きやすい服装で上履きを持参してください

競技大会

区民体育祭スポーツ・レクリエーション大会 ソフトバレーボール
時 6月11日(日)午前9時～午後7時 場 上井草スポーツセンター(上井草3 34 1) 因 フリーの部(コート内男子自由)、混合の部(コート内男子2名以下) 女子の部(区内在住・在勤・在学で中学生以上の方)定

36チーム(費)1チーム3000円(同)所定の申込用紙(区体育館にあります)と参加費を現金書留で、5月25日(必着)までに区ソフトバレーボール連盟・亀山米子(〒167 0042西荻北5 7 11 410)へ郵送または持参 同連盟・亀山 ☎5938 8331
新日本スポーツ連盟 杉並春季バレーボール大会(6人制)
時 5月28日(日)午前9時～午後9時 場 上井草スポーツセンター(上井草3 34 1) 対 区内在住・在勤の方で構成されているクラブ(定)全体で16チーム(費)1チーム4000円(往復ハガキにチーム名、代表者氏名、住所、電話、性別、年齢を記入して、5月15日(必着)までに峰村光男(〒166 0002高円寺北3 1 10 314)へ 同峰村光男 ☎3337 8758(午前9時～10時)
杉並区卓球選手権大会
時 6月11日(日)午前9時～(区共催) 場 高円寺体育館(高円寺南2 36 31) 因 種目 = 男女別シングルス(年代別)・ダブルス(区内在住・在勤・在学の方、または区内のクラブに所属し東京都卓球連盟に加盟している方)費)シングルス800円(高校生以下400円)ダブルス1600円(同)封書(4面記入例参照)に参加種目、性別、所属チーム(あれば)も書いて、5月31日(必着)までに参加費(現金書留か手または定額小為替)を添えて区卓球連盟事務局(166 0004阿佐谷南1 7 1(株)タマス)へ 同連盟・田崎 ☎3314 6624(午前10時～午後5時)

杉並区ゴルフ連盟・夏期ゴルフ大会
時 6月19日(月)午前8時～ 場 小金井カントリー倶楽部(小平市御幸町331) 対 区内在住・在勤・在学の方(定)100名(先着順)費)5000円(別にプレー費2万6250円) 往復ハガキまたはファクス(4面記入例参照)に生年月日とHCも書いて、5月31日(必着)までに杉並区ゴルフ連盟事務局(〒166 0001阿佐谷北2 33

2 FAX3339 4545)へ 同事務局 ☎3339 8226

その他

プールで魚のつかみ取り
プールの水位を下げて、金魚やコイを手やアミで捕まえます。捕まえた魚は持ち帰れます。
時 5月28日(日)午後1時～3時(雨天決行) 場 和田堀公園プール(大宮2 2 10) 定200名程度(費)無料(同)当日、直接会場へ 同財形並区スポーツ振興財団 ☎3312 2111(区代表) 他 プール内は滑りやすく危険なため素足では入場できません。汚れてもよい服装や靴でお越しください。車での来場はできません。4 また、持ち帰った魚は、池や河川に放流しないでください。5 アミ、持ち帰り用のバケツなどを持参してください

4月1日より指定管理者として(株)ティップネス・NPO法人ワセダクラブ共同事業体が上井草スポーツセンターの運営管理を行うことになりました

次のことを新しく導入しますので、皆さんぜひご利用ください。
トレーニングジム・スイミングプールのご利用時間を月～金曜日は午後11時、土曜日は午後10時まで延長します。
ヨガ、ピラティスなど様々なレッスンを開始します。
トレーニングジムでの体組成測定機でのカウンセリング(有料)を開始します。
7月からキッズスクールを開始します。
お問い合わせは、上井草スポーツセンター ☎3390 5707へ。

(社)シルバー人材センター パソコン教室

【時・場・内】下表のとおり【区】区内在住・在勤の方 入門=初心者(A・Bコース。ただし、Aはまったく初めての方) 初級=文字入力ができる方(C~Hコース。ただし、FはデジタルカメラとUSBケーブルを持参できる方)▷中級・応用=日常パソコンを使っている方(「

杉並区シルバー人材センター パソコン教室

清水教室(清水3 22 4・2階)	
コース名	コース番号/月日/時間
A.初めてのパソコン(入門)	A 1 = 6月1日~22日 毎週木曜日の午後
B.パソコンもっと上達(入門)	B 1 = 6月5日~26日 毎週月曜日の午前 B 2 = 6月29日~7月20日 毎週木曜日の午後
A・B連続(入門)	A B 1 = 6月1日~7月20日 毎週木曜日の午前
C.楽しいインターネット・Eメール(初級)	C 1 = 6月6日~27日 毎週火曜日の午前 C 2 = 7月3日(月)・4日(火)・10日(月)・11日(火)の午後
D.楽しい文書作成(ワード初級)	D 1 = 6月6日~27日 毎週火曜日の午後 D 2 = 7月3日(月)・4日(火)・10日(月)・11日(火)の午前
E.楽しい表計算(エクセル初級)	E 1 = 6月5日~26日 毎週月曜日の午後
F.楽しいデジカメ(初級)	F 1 = 6月7日~28日 毎週水曜日の午前
H.楽しいブログ(Web日誌)を作ろう(初級)	H 1 = 7月5日~19日 毎週水曜日の午後
J.使いこなすワード(中級)	J 1 = 6月2日~23日 毎週金曜日の午後
M.我が家で使えるワード(応用)	M 1 = 6月2日~23日 毎週金曜日の午前
N.我が家で使えるエクセル(応用)	N 1 = 6月7日~28日 毎週水曜日の午後
P.デジタルカメラ画像を加工(応用)	P 1 = 7月5日(水)・7日(金)・12日(水)・14日(金)の午前
阿佐谷教室(阿佐谷南1 14 2みなみ阿佐ヶ谷ビル7階)	
A・B連続(入門)	A B 10 = 6月3日~7月22日 毎週土曜日の午前
C.楽しいインターネット・Eメール(初級)	C 10 = 7月2日~23日 毎週日曜日の午前
D.楽しい文書作成(ワード初級)	D 10 = 6月3日~24日 毎週土曜日の午後
E.楽しい表計算(エクセル初級)	E 10 = 6月4日~25日 毎週日曜日の午前
F.楽しいデジカメ(初級)	F 10 = 6月4日~25日 毎週日曜日の午後
G.楽しいパワーポイント(初級)	G 10 = 6月2日~23日 毎週金曜日の夜間
H.楽しいブログ(Web日誌)を作ろう(初級)	H 10 = 7月1日~15日 毎週土曜日の午後
J.使いこなすワード(中級)	J 10 = 6月6日~27日 毎週火曜日の夜間
K.使いこなすエクセル(中級)	K 10 = 7月4日~25日 毎週火曜日の夜間
L.Office総合(応用)	L 10 = 7月7日~28日 毎週金曜日の夜間
P.デジタルカメラ画像を加工(応用)	P 10 = 7月2日~23日 毎週日曜日の午後
浴場教室「こがね湯」(下高井戸4 17 17)	
B.パソコンもっと上達(入門)	B 20 = 6月15日(木)・16日(金)・22日(木)・23日(金)の特別
D.楽しい文書作成(ワード初級)	D 20 = 7月13日(木)・14日(金)・20日(木)・21日(金)の特別
浴場教室「成宗湯」(成田東5 3 19) 新教室です	
A.初めてのパソコン(入門)	A 20 = 6月7日(水)~10日(土)の特別
B.パソコンもっと上達(入門)	B 21 = 7月5日(水)~8日(土)の特別

(注)1.午前=10時~正午、午後=1時~3時、夜間=6時30分~8時30分、特別=午後0時30分~2時30分。
2.WindowsXP、Office2003使用。3.受講料は、テキスト代を含む。

~Pコース)【定】各10名(抽選)【費】各8900円(ただし、Hコースは6700円、A・B連続コースは1万7500円)【申】ハガキ(4面記入例参照)に教室名、希望コース番号(第2希望まで) 昼間の連絡先、キャンセル待ち希望の有無も書いて、5月10日(消印有効)までに同センター清水分室(〒167 0033清水3 22 4 2階)へ【申】同センター清水分室 ☎3394 2253【他】1.申し込み人数により中止する場合があります。2.個人指導や各種設定の出張サービスを随時受付中です

光化学スモッグは、晴天で風が弱く気温が高いときに発生しやすく、視界が狭くなり、呼吸がしんどくなる。光化学スモッグが発生したら、注意報が発令されたときは、区内一八カ所にある防災行政無線屋外放送塔の霧笛音でお知らせします(下図)。

光化学スモッグにご注意を

光化学スモッグは、晴天で風が弱く気温が高いときに発生しやすく、視界が狭くなり、呼吸がしんどくなる。光化学スモッグが発生したら、注意報が発令されたときは、区内一八カ所にある防災行政無線屋外放送塔の霧笛音でお知らせします(下図)。

また、区の施設や学校・薬局などに「光化学スモッグ注意報発令中」の垂れ幕を掲出します。注意報が発令されたときは、屋外運動を控え、なるべく屋外汚染アレホン・ファクスサービス

なお、被害にあったときは、杉並保健所保健予防課 ☎339 1 1025(ハ)連絡ください。【環境課公害対策係(他) 大気

都環境局ホームページ <http://www.kankyo.metro.tky.jp/> (杉並区は都内八つの発令地域のうち、区西部地域に属します)

1 チャイム
2 「杉並区から光化学スモッグ注意報の発令をお知らせします」
3 霧笛音



4 「杉並区から光化学スモッグ注意報の発令をお知らせしました」
5 チャイム

赤十字会員募集運動月間

5月1日(月)~31日(水)まで、日本赤十字社の会費・寄付金の募集を行います。期間中に皆さんの自宅に赤十字協賛委員が伺いますので、ご協力をお願いします。17年度は、皆さんのご協力により、区内で1900万円余りの温かい善意(会費・寄付金)をお寄せいただきました。皆さんからの会費・寄付金は、国際救援活動をはじめ、災害救護、献血などの貴重な資金として使われています。

【保健福祉部管理課地域福祉係】

区の後援・その他の催し・講座など

立教女学院聖マーガレット礼拝堂特別公開
立教女学院聖マーガレット礼拝堂が、17年度の杉並区指定文化財に指定されたことを記念して、聖マーガレット礼拝堂の特別公開を行います。公開に際して堂内のパイプオルガンの演奏も行います。
【時】5月14日(日)午後3時~4時【場】立教女学院(久我山4 29 60)【区】区内在住・在勤・在学の方【定】400名【費】無料【申】ファクス(4面記入例参照)で、立教女学院 ☎5370 3038へ(先着順)【申】立教女学院後援会 ☎3334 5105
おぢや田植え体験ツアー
小千谷の大自然の中で、田植えをし、郷土料理を食べ、心も体も元気になりましょう。
【時】5月20日(土)~21日(日)【場】小千谷市池ヶ原地区ほか【内】20日=小千谷集合 昼食 田植え体験 温泉入浴 交流会 旅館に宿泊(21日)=いも植え 里山散策体験 昼食後解散【区】区内在住の方【定】30名【費】旅館宿泊=大人1万円、子ども(12歳以下)8000円▷市民の家宿泊=大人8000円、子ども(12歳以下)6000円(相部屋)未就学児1000円(現地までの交通費は参加者負担・上越新幹線をご利用の場合は浦佐駅まで送迎あり)【申】電話で、5月10日までに小千谷市農林課 ☎0258 83 3510へ
親子で楽しむ野外体験会
大宮八幡の森でガールスカウトとともに、おもいきり野外活動を楽しみませんか。
【時】5月14日(日)午前10時~午後1時【場】大宮八幡宮スカウトの森(大宮2 3 1)【師】ボーイ・ガールスカ

ウト公認指導者【区】園児または小学生とその保護者【定】160名【費】無料【申】当日、直接会場へ【区】ガールスカウト東京第62団(大宮八幡宮内) ☎3311 0105 FAX 3318 6100
福祉バザー
【時】5月14日(日)午前10時30分~午後3時【場】あしたの会第2作業所(善福寺3 2 14 104)【内】中古衣類・雑貨・自主製品の販売、模擬店など【申】当日、直接会場へ【区】あしたの会第2作業所 ☎3399 8339
阿佐谷グリーンマーケット
区内で生産された鉢物・植木類・野菜の展示即売会を開催します。
【時】5月13日(土)・14日(日)午前10時~午後4時【場】神明宮境内(阿佐谷北1 25 5)【費】無料【申】当日、直接会場へ【区】阿佐谷グリーンマーケット実行委員会 ☎3330 4824【他】買物袋をお持ちください
生涯学習アート展
【時】5月12日(金)~16日(火)午前10時~午後6時(12日は正午~)【場】セシオン杉並(梅里1 22 32)【内】炎彩画・絵手紙・陶芸・七宝焼・書道・パンフラワー【費】無料【申】当日、直接会場へ【区】生涯学習振興会・澤 ☎3312 4038
2006りんり杉並フォーラム
【時】5月20日(土)午後2時~3時40分【場】産業商工会館(阿佐谷南3 2 19)【区】区内在住の方【定】160名【費】1000円【申】当日、直接会場へ【区】家庭倫理の会杉並区・太田守 ☎3336 5641 FAX 3336 5642
民謡舞踊大会
【時】5月13日(日)午前9時30分開演【場】セシオン杉並(梅里1 22 32)【費】無料【申】当日、直接会場へ【区】杉並区民謡連盟・松澤 ☎3313 2852
杉並三曲協会定期演奏会
【時】5月21日(日)午前11時開演(10時30分開場)【場】セシオン杉並(梅里1 22 32)【内】演目=「千鳥の曲」・「春の曲」・「ひぐらし」ほか計28曲【費】無料【申】当日、直接会場へ【区】杉並三曲協会事務局・富田 ☎3303 1230
郷土史講座「多摩と江戸について」
【時】5月13日(土)午後1時30分~4時【場】阿佐谷地域市民センター(阿佐谷南1 47 17)【師】東京学芸大学教

授・大石学【定】80名【費】500円(杉並郷土史会会員300円)【申】当日、直接会場へ【区】杉並郷土史会・原田 ☎3312 6623
菊作り講習会
【時】5月28日(日) 6月18日(日) 7月9日(日) 10月1日(日)いずれも午後1時~【場】大宮八幡宮境内(大宮2 3 1)【師】杉並大宮菊の会会員【費】無料【申】当日、直接会場へ【区】杉並大宮菊の会・五本木 ☎3322 4962【他】希望者に、有料にて苗の配布があります
二酸化窒素を測定してみませんか
簡単な測定器具を取り付けるだけで、分析は杉並大気汚染測定連絡会が行います。
【時】6月1日(木)~2日(金)【費】300円(測定器具代100円、郵送料200円)【申】封書に切手300円分を同封し、住所・氏名(フリガナ)・電話番号を書いて、杉並大気汚染測定連絡会・渡辺正子(〒166 0002高円寺北4 34 11)へ【区】同会・渡辺 ☎3337 3065【他】測定を終えた器具は、すぐに同会へ返送してください。送料は、3本まで120円です。4本以上は、郵便局でご確認ください
菖蒲(しょうぶ)湯
小学生以下は無料で入浴ができ、大人の方には福引があります。
【時】5月5日(祝)開業時間~終業時間【場】区内各公衆浴場【申】当日、直接各公衆浴場へ【区】都公衆浴場組合杉並支部・石原 ☎3334 8402【他】同組合ホームページ <http://sentou.jp/> もご覧ください

訂正とおわび
4月21日付広報4面「17年度杉並区指定・登録文化財」中野村・高円寺村・馬橋村三ヶ村用水記念碑の「天保13年(1880年)干ばつにより水不足となったことから、三ヶ村に水を供給するため用水路が開削されました」は、「天保7年(1836年)からの干ばつによる水不足のため、天保12年(1841年)三ヶ村に水を供給するため用水路が開削されました」の誤りでした。9面「楽しく健康タイム」記事中の永福体育館の7月の開催日は第1・3木曜日午前11時~午後1時に変更になりました。

5月は自転車月間です

自転車を悪者にならないで!!

利用のマナーが問われています



歩行者専用道路では自転車を降りましょう

身近な自転車は、排気ガスを出さず地球にやさしく、健康維持にも効果がある便利な乗り物です。しかしマナー、ルールに反した利用をすると、凶器に変わってしまいます。事故の際には責任を問われる場合もあります。自転車利用者の一人ひとりが責任を持ち、ルールを守ることによって、安全、快適な住みよいまちをつくりましょう。

問い合わせは、交通対策課へ。

迷惑で危険な放置自転車

区内や隣接する駅周辺には、一日あたり約三九〇台もの自転車が放置されています。

放置自転車は、まちの美観を損ねます。歩行者の通行を妨げます。高齢者や体の不自由な方には特に危険です。災害時には救助活動の妨げとなり、人命にかかわります。

放置自転車は撤去します

区は、駅周辺の公共の場所を自転車の「放置禁止区域」に指定し、禁止区域内の放置自転車を即時撤去しています。ガードレールなどに施錠されている場合は、かぎを切断し撤去します。撤去自転車は返還には、撤去手数料三〇〇〇円が必要です。撤去日の前日以前に盗難届が受理されている場合は、手数料が免除となりますので、警察に届出日と受理番号を確認してください。

「放置」とは、自転車から離れ、直ちに移動できない状態をさします。買物などであっても直ちに移動できない状態であれば放置になります。

撤去などに年間二億四二〇〇万円かかっています

「私の一台くらいなら…」とちょっとだけだから…」と考えていませんか。その一台が多くなると約二億四二〇〇万円にもなります。一台あたりに換算すると約四二〇〇円です。

放置自転車がなくなれば、このお金は他の目的に使えます。自転車利用者の皆さんのご協力が必要です。

放置自転車を5%削減

区は、「サイクルアクションプログラム」に基づき「安全・安心な自転車のまちづくり」をめざして自転車対策を強化してきました。その結果、九〇二三台(13年度)の放置自転車を17年度末までに三九〇五台と56%削減することができました。

そしてさらなる放置自転車の削減をめざして、JR中央線の四駅を中心に放置防止の街頭指導とあわせて撤去回数を増やすなど撤去を強化していきます。

また、利用条件のある登録制自転車置き場を順次廃止して、だれでも利用できる有料制自転車置き場を設置していきます。

しかし、荻窪駅などでは自転車乗入れ台数が急増し、自転車置き場が不足しています。自転車置き場を確保できない場合は、バスなど公共交通をご利用

いただくか、歩いていただくようご協力をお願いします。

自転車による交通事故は一〇九七件

17年中に区内で発生した自転車による交通事故は、一〇九七件で、重傷者三名、軽傷者九七九名にもなっています。この数値は都内で第七位となっています。加えて、自転車利用者の信号無視や交差点での一時停止違反、夜間の無灯火走行など、交通ルールの軽視や交通マナー低下による迷惑行為が増加しています。さらに、人通りの多い商店街での自転車走行について、数多くの苦情が寄せられています。

自転車も自動車と同じ「車両」の一種です

自転車通行可の歩道を走る場合は、歩行者を優先させ、一時停止しなければなりません。特に、高齢者や障害のある方、小さな子どもを連れた方などは通行するときは、まずスピードを落とし徐行しましょう。

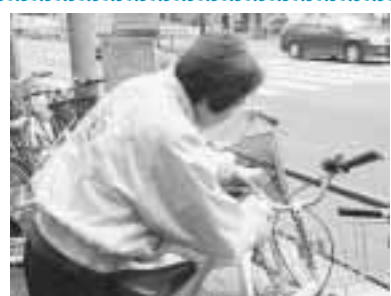
自転車も「車」なみの責任が問われます

例えば、信号無視や一時停止違反に対し、法律では、三カ月以下の懲役または五万円以下の罰金を定めています。

また、最近、歩行者に対する自転車加害者になる事故や自転車同士での事故が増えています。事故を起こせば、自動車と同様の責任が問われる場合があります。

しかし、自転車の場合、自動車のように保険に加入している場合が少なく、補償を自己負担しなければなりません。

放置防止協力員が活動しています



歩きやすい駅前にししましょう

放置自転車問題は区だけで解決することはできません。そこで、駅周辺の地元商店会や町会の方々に「自転車

放置防止協力員」として、放置防止のボランティア活動をしていただいています。現在、一六駅(西荻窪・荻窪・阿佐ヶ谷・高円寺・井荻・下井草・南阿佐ヶ谷・新高円寺・東高円寺・方南町・中野富士見町・久我山・富士見ヶ丘・浜田山・西永福・永福町駅周辺)では、自転車放置防止協力員の皆さんが放置自転車をなくすために、注意札の取り付けや放置防止の呼びかけなどに取り組んでいます。

横浜では、携帯電話を使用しながら自転車を運転し、追突した女性に重度の行為障害を与えた自転車事故に対して、約五〇〇万円の賠償命令の判決があったばかりです。

自転車にも保険を

「歩行者と自転車」・「自転車同士」で事故を起こした場合の保険に「TSMマーク保険」があります。TSMマーク(Traffic Safety)交通安全の保険は、自転車安全整備店で点検整備(有料)を受け、マークを自転車に貼ることで、傷害保険と賠償保険への加入となります。

幼児用自転車ヘルメットを着用しましょう!

自転車の幼児用座席の子どもが、転倒などによってケガをする事故が問題となっています。転倒事故から子どもを守るためには、保護者の責任です。そのためには安全運転を心がけ、子どもを幼児用座席に乗せたまま自転車で絶対に離れないことが大切です。そして万が一に備えて、子どもにはヘルメットを着用させましょう。

親子自転車交通安全教室

「あん・あん自転車TOKYOキャンペーン」の一環として開催します。(区共催)
⑤5月13日(土)午後1時30分~3時30分 馬橋小学校(高円寺北4-28-5) ⑥事故(衝突)実験、幼児用自転車ヘルメット安全教育ほか 出演=テツandトモ(対)自転車に乗る2~5歳児とその保護者。幼児用自転車補助いすをご利用の方(無料) 当日、直接会場へ(交通対策課) 交通対策係(他) 車でのご遠慮ください 参加者に抽選で幼児用自転車ヘルメットを差し上げます